

入 札 公 告

沖縄県知事公室防災危機管理課一般競争入札公告第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

令和5年3月20日

沖縄県知事
玉城 康裕

1 競争入札に付する事項

件 名 読谷不発弾保管庫保安管理業務委託
業 務 内 容 別添仕様書のとおりとする。
契 約 期 間 令和5年4月1日から令和6年3月31日
履 行 場 所 沖縄県不発弾保管庫（読谷村字親志親志原570番地）

2 公告期間 令和5年3月20日（月）から令和5年3月29日（水）

3 入札の日時及び場所

- （1）日時 令和5年3月30日（木）午前10時
- （2）場所 防災危機管理課危機管理センター（沖縄県庁5階防災危機管理課向かい）

4 入札に参加する者に必要な要件

- （1）沖縄県庁舎警備保障業務委託契約に係る指名競争入札参加資格者の資格に関する規定に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者。
- （2）申請書提出時点において2名以上の甲種火薬類取扱保安責任者免状保持者と直接的な雇用関係にあり、甲種火薬類取扱保安責任者免状保持者に保安管理業務を行わせることが出来る者。
- （3）沖縄本島内に本社（本店）、又は支社（支店・営業所）を有すること。
- （4）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （5）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- （6）入札公告のあった日から入札の日までの期間に、沖縄県から入札参加資格制限措置、又は指名停止措置を受けていないこと。
- （7）沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号）第2条第2項に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という）又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

5 入札参加資格の申請方法等

（1）申請の方法

入札参加を希望する者は、一般競争入札参加資格登録申請書を直接（2）の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（2）提出先

那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎5階
沖縄県知事公室防災危機管理課 不発弾対策班TEL098-866-2143 FAX098-866-3204

(3) 申請時期

令和5年3月20日(月)から令和5年3月27日(月)まで(土曜日、日曜日、祝祭日を除く)の9時から17時までとする。

6 資格の審査結果の通知

審査結果は令和5年3月28日(火)までに通知する。

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第100条の規定により、見積る金額(税込み)を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。

ただし、次の(1)、(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付を免除することが出来る。

(1) 保険会社との間に、沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を令和5年3月27日(月)17時までに、当課へ提出した場合。

(2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する「地方公共団体等との契約状況調べ」(テクリスの写し又は契約書の写しを添付)を令和5年3月27日(月)17時までに、当課へ提出した場合。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 同一人が同一事項にした2通以上の入札
- (3) 2名以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 談合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- (9) 委任状を持参しない代理人が行った入札

9 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。入札回数は3回(1回目の入札を含む)までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

10 契約保証金

落札者は沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に、沖縄県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する「地方公共団体等との契約状況調べ」（テクリスの写し又は契約書の写しを添付）を提出した場合。

11 その他

- (1) 本件に係る契約は「沖縄県の長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約であり、当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。
- (2) 翌年度において当該契約に係る歳入歳出予算が成立しなかった場合は、当該入札による契約は解除する。
- (3) 最低制限価格は設定しない。
- (4) 入札及び契約の手続きにおいては日本語及び日本国通貨を使用する。

12 問い合わせ先

那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎5階
沖縄県知事公室防災危機管理課 不発弾対策班 担当：上間
TEL 098-866-2143 FAX 098-866-3204